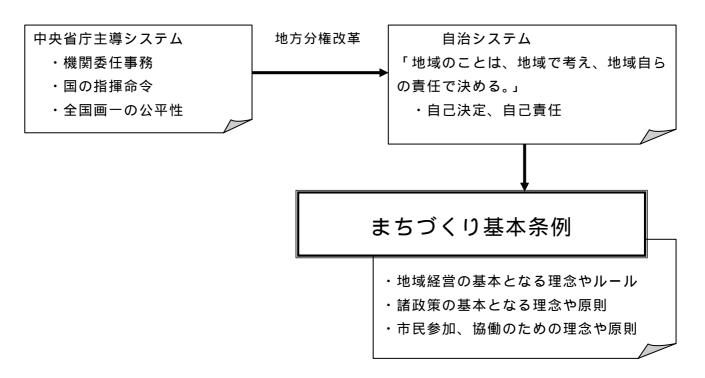
まちづくり基本条例制定に関する基本的事項について

第1 まちづくり基本条例の背景(地方分権の進展)について



第2 条例の位置付けについて

1 一般的な定義

- ◆ 住民による自治体行政、議会の役割、住民自身の責務と権利の定義
- ◆ 自治体の地方自治の(住民自治、団体自治)の基本的なあり方について規定し、かつ、その自治体における自治体法体系の頂点に位置付けられる条例

住民自治:住民の参加によって自治体運営されるということ。

団体自治:地方自治が住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営されるということ。

2 条例の規定事項

- (1) 自治の基本理念やビジョンの定義
- (2) 自治の実現にとって重要な市民の権利や責務を規定
- (3) 自治(まち)をつくるための制度や仕組みを規定
- (4) 行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項を規定
- (5) 自治体の最高規範として、他の条例や計画などの立法指針、解釈指針を規定

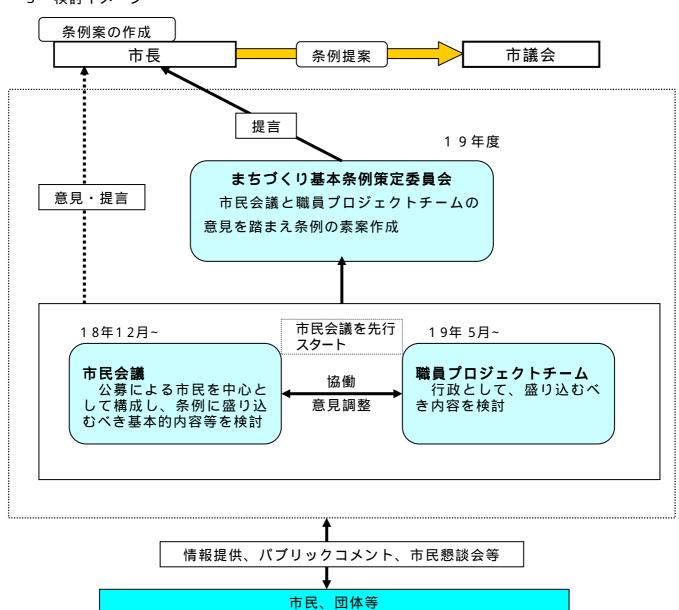
第3 花巻市における「まちづくり基本条例」の制定について

1 制定時期平成19年度内

2 条例に関する基本事項

- (1) 自治体運営を支える最も基本的な理念や仕組みを定める。 市の憲法としての最高規範性をもつもの
- (2) 市民と自治体との協働の推進 市民の「参加」「協働」の原則
- (3) 市民の参加及び意見を取り入れながらの条例づくり 市民会議、懇談会、パブリックコメント等

3 検討イメージ



条例制定までのスケジュール (案)

